

# 特定非営利活動法人Jキャンプ 賛助会員 申し込み登録用紙

下記の通り、特定非営利活動法人Jキャンプの 賛助会員 として申し込みます。

<b>1、会員登録者情報</b>			
個人	ふりがな		性別
	氏名		男・女 西暦
	住所	〒	生年月日 年 月 日
	電話 携帯電話		FAX E-mail
団体	法人(団体)名		
	所在地	〒	
	電話		FAX
	携帯電話		E-mail
担当者(部署)			
<b>2、会費申し込み口数(団体・個人とも一口3,000円以上) : (        )口 (        )円</b>			
<b>3、定款(会員の章抜粋)</b> <b>第2章 会員</b> <b>(種別)</b> 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体 <b>(入会)</b> 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。 <b>(入会金及び会費)</b> 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 <b>(会員の資格の喪失)</b> 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。 <b>(退会)</b> 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 <b>(除名)</b> 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。 (1) この定款に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。  <b>【年会費】</b> 一口3000円以上			
<b>4、会費納入先</b> <b>下記口座にお早めにお振り込みください。</b> ※事業年度は10月1日から9月30日です。年度単位で年会費を請求させていただきますのでご了承ください。 三菱東京UFJ銀行 行徳(キョウトク)支店 普通預金 口座番号 0031820 トクテヒエイリカツウホウジンジェイキャンプ リジ オイカワシンペイ 特定非営利活動法人Jキャンプ 理事 及川晋平			
事務使用欄(これより下は記入しないでください) 1. 会費等の入金の確認 (        年        月        日 受取) 2. 備考 <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>			